

一般社団法人

東京都個人タクシー協会

会報

乗って安心個人タクシー

平成26年度事業報告 (一部抜粋)

業界の現況

平成27年1月30日に「特定地域の指定基準」が公示されましたが、東京特別区・武三交通圏、北多摩交通圏および南多摩交通圏については、特定地域の指定基準に合致せず準特定地域に留まることとなりました。

個人タクシーは、法人の規制緩和とは逆に規制の強化が実施されたことにも影響され、事業者数は平成14年度末の19,056人から平成26年度末では14,430人と4,626人も減少をしています。事前試験制度及び試験回数増の増回について、「改正タクシー特措法」の附帯決議の中で「個人タクシー事業者による事業の譲渡・譲受が円滑に行われるよう、譲受しようとする者に対する試験制度等の運用改善に取り組むこと。」が盛り込まれ、平成27年4月より導入されることとなりました。

個人タクシー業界の存亡を掛け、一定の台数枠あるいは割合枠を確保する等の措置を講じていただけるよう引き続き働きかけることが重要であります。

主な取り組み状況

「利用者へのサービス向上対策について」

社会から厳しい評価を受けている個人タクシーが、再生を目指し導入したマスターズ制度の参加事業者は、4月1日現在

在では12,843人、その参加率は、90.5%まで伸びております。また、参加率だけでなく名実ともに真のマスターと呼ぶに相応しいより高いレベルへの資質向上が求められており、以下のような個人タクシーの存在感が示せるよう更なるサービスの向上に取り組ましました。

- ・「WELCOME ABOARD」ステッカーの貼付と「指差し外国語シート」の携行
- ・羽田空港定額運賃の変更
- ・東京オリンピック・パラリンピック対策特別委員会の立ち上げ
- ・定型英会話集CDの作成

「街頭営業の適正化と基本対応励行の推進」 ・優良タクシー乗り場への不正入構・不正表示等について

都内の全優良タクシー乗り場において

て入構調査を実施した結果、東京タクシーセンター調査も含め61名のマスター（みつ星）不正表示及びその内42名の優良タクシー乗り場不正入構が判明いたしました。これら優良タクシー乗り場不正入構及びマスター（みつ星）不正表示を現認された個人タクシー事業者に対しては、所属する会員団体において厳正な処分が行われることとなりました。

また全ての個人タクシー事業者について一斉点検を実施し1,205名の不適正表示が判明し、当該事業者には直ちに補正をするよう適正化を図りました。さらに定款を一部変更し抑止力として新たに「会員に過怠金を賦課することができ旨」を加えるとともに、過怠金の賦課に関する事項等を定めた「会員の処分等に関する規則」も新たに制定し10月1日より実施することとなりました。

正味財産増減計算書

平成26年5月1日から平成27年4月30日まで

(単位：円)

科目	当年度
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
受取登録料	275,000
受取会費	276,534,200
事業収益	6,877,800
雑収益	996,668
経常収益計	284,683,668
(2) 経常費用	
安全事業費	13,916,000
サービス事業費	82,604,693
共済事業費	22,447,064
事務代行事業費	7,085,847
管理費	185,013,278
経常費用計	311,066,882
当期経常増減額	△ 26,383,214
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 26,383,214
法人税等	71,932
当期一般正味財産増減額	△ 26,455,146
一般正味財産期首残高	56,695,078
一般正味財産期末残高	30,239,932
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
III 正味財産期末残高	30,239,932

都内個人タクシー現況（平成27年6月1日現在）

許可事業者数 14,351名（前月比 -45名）
（特別区、武三13,905名 北多摩169名 南多摩277名）
傘下事業者数 14,054名（前月比 -41名）
（特別区、武三13,610名 北多摩169名 南多摩275名）

愛宕警察署及び東京運輸支局からの改善要請

【新橋交差点周辺】

現在、新橋・甘糟ビル前タ

《記》

クシー乗り場へ入構するタ
クシー待機列は、銀座地区10
号タクシー乗り場へ入構す
る待機列と二重となり、その
待機列は第一京浜（ゆりか
もめ「新橋駅」まで延びてお
り、新橋交差点においては、
タクシーが交差点内に滞留
してしまう状況であります。
また、新橋交差点では、昭和
通りからも新橋・甘糟ビル前
タクシー乗り場へ入構する
待機列ができ、後続車両の交
通障害となっております。
愛宕警察署には苦情が多
数寄せられており、今後改善
が見られなければ、取り締ま
りの強化も辞さない旨の厳
重注意を受けております。

新橋地区で営業されてい
る事業者の皆様におかれま
しては、適正営業励行に努め
るよう、お願いいたします。

◆場所

・新橋・甘糟ビル前タ
クシー乗り場（ゆりかもめ「新
橋駅」の間
・昭和通りと第一京浜交差
点（新橋交差点周辺）

◆改善要請

1. 二重列待機の禁止
2. 交差点内及び横断歩道
上での待機禁止
3. ギラギラ舗装されてい
る場所での待機禁止



関東運輸局からの改善要請

【路上喫煙禁止の徹底】

豊島区巢鴨のとげぬき地蔵の公衆トイレ付近に
おいて、タクシー運転手の路上喫煙等について非
常に迷惑をしている旨の苦情が多数寄せられてお
り、以前にも関東運輸局より改善要請があった場
所であります。

事業者の皆様におかれましては、指定された喫
煙場所以外ではタバコは吸わない、吸い殻のポイ
捨てはしない等、喫煙ルールの遵守とマナーの徹
底をしていただき、適正営業励行に努めるよう、お
願いたします。

※本場所は、豊島区路上喫煙及びポイ捨て防止に
関する条例が制定されています。



東京都内では 交通死亡事故が急増

警視庁によりますと、都内では平成27年5月末
現在68人が交通事故で死亡し、去年の同じ時期よ
り16人増えています。とりわけ65歳以上の高齢者
は22人と全体の3割以上となっております。

また、自転車に乗って死亡した人の数は去
年より6人多い17人と増加し、子どもが死亡する
事故も前の年に比べ、4件多い5件と急増してお
ります。

これから夏に向け、酒に酔って路上に寝込ん
でしまう者が更に増加してくることが予想され
ます。

こうした交通情勢から、特に高齢者、子ども、
自転車及び路上での寝込み等に十分注意し、交通
事故を起こさない
よう安全運転を心
掛けてますようお願い
いたします。



■都内の交通事故発生状況

(警視庁HPより)

	平成27年5月末（累計）		
	本年	増減（前年比）	増減率
発生件数	14,067	-862	-5.8%
死傷者	68	+16	+30.8%
負傷者数	16,137	-1,033	-6.0%
重傷者	99	+5	+5.3%
軽傷者	16,038	-1,038	-6.1%

「東京タクシーセンター認定外国人 旅客接遇研修」の開催について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、訪日外国人も年々増加している中、今後ますます外国人利用客の一層の増加が見込まれている状況であり、訪日外国人の増加に伴い、外国語対応はタクシー事業の活性化への取り組みとして大変重要なテーマとなっております。

タクシーセンターで実施している特別研修（外国人旅客接遇研修）を修了したものとみなして取り扱われます。

2 定員

40人（申込み多数の場合、先着順）

3 受講料

2,800円（研修修了証交付手数料100円を含む）

4 受講申込

「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、都個協へ提出してください。

※修了証の交付について

受講案内

1 研修内容

外国人旅客接遇研修（英語初級）もしくは（英語中級）
本研修は、「東京タクシーセンター認定外国人旅客接遇研修」実施要領に基づき行います。
本研修修了者については、

本研修開催日当日には、修了証を交付できません。

本研修終了後、東京タクシーセンターへ受講報告をし、東京タクシーセンターより当協会に送付されますので、当協会に修了証が届きしだい、所属団体へ送付いたします。

平成27年6月1日付け
期限更新
許可期限1年連続者について

安全第一、 法令順守の営業を

平成27年6月1日付け期限更新の内容がまとまりました。今回の更新者は2045名で、更新後の許可期限の内訳は5年198名、3年823名、2年88名、1年933名、定年を迎える最終更新3名でした。

許可期限が1年となった者933名のうち、年齢の理由（75歳以上）による344名及び代務・休止による9名を除く580名が道交法違反等によるもので、特別研修の対象となります。なお1年を5回連続すると「許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準」により期限更新を認めないこととなりますが、今回も対象者ゼロでありました。4回連続の18名、3回連続の39名に対しては当協会会長名で警告書を送付し、安全運転への注意喚起を行いました。

より一層の安全運転を心掛けてください。

■期限更新者の内訳

(人)

更新者数	更新後の許可期限（内訳）					定年 (最終更新)
	5年	3年	2年	1年		
2,045 (100%)	198 (9.7%)	823 (40.2%)	88 (4.3%)	933 (45.6%)	3 (0.1%)	

■許可期限 1年連続者

(人)

初回	2回連続	3回連続	4回連続	5回連続	合計
384	139	39	18	0	580

※年齢、代務雇用中、事業休止中の理由により1年となった353名を除く。

■行政処分状況

平成27年5月分

処分日	氏名	処分内容(車両停止)	違反事項	違反概要	点数
5月12日	増田松男	44日車	道運法第13条	運送引受義務違反	5点
5月12日	川島隆男	50日車及び安全確保命令	運輸規則第26条の2他	事故の記録義務違反他	5点
5月12日	大西博	44日車	道運法第13条	運送引受義務違反	5点
5月12日	蔵本健也	70日車及び安全確保命令	車両法第58条第1項他	無車検運行他	7点
5月19日	野間口健二	50日車及び安全確保命令	運輸規則第25条	乗務記録の不実記載	5点
5月26日	森田明	50日車及び安全確保命令	運輸規則第25条第3項他	乗務等の記録義務違反他	5点

■不適正営業集計表（街頭営業適正化指導規程）

(件)

発生日	警告事案	講習事案	処分事案	合計
平成27年4月	20	2	2	24

■処分事案対処報告書（街頭営業適正化指導規程）

平成27年5月報告分

会員	団体名	氏名	発生日	発生場所	対象行為	加重	処分内容
東個協	杉並支部	H・T	H27.02.17	港区新橋1-10	回遊車両		表示灯使用停止 精算停止 講習2日
都営協	東部支部	K・K	H27.02.26	六本木交差点周辺	交通阻害行為		表示灯使用停止
全個人		N・S	H27.04.02	中央区銀座6-2先 (銀座コリドー通り)	乗禁地区営業	加重	嚴重警告処分 誓約書の提出

※処分事案は東個協・都営協等に処分を要請し、平成27年5月中に処分内容の報告があったもの
※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

■会員の処分等に関する規則に基づく処分状況

会員	団体名	氏名	発生日	対象行為	処分内容
東個協	城南支部	Y・Y	H26.10.01	優良タクシー乗り場不正入構	過怠金10万円
東個協	城南支部	W・M	H26.10.01	優良タクシー乗り場不正入構	過怠金10万円
都営協	足立支部	A・Y	H26.12.19	指導員に対する暴力・暴言行為	過怠金10万円及び除名すべき旨の勧告
東個協	墨田支部	K・M	H27.03.31	優良タクシー乗り場不正入構	過怠金10万円
都営協	第一事業団支部	K・S	H27.04.09	無車検運行	過怠金5万円

計報

*5月

氏名 所属団体
伊藤 正臣 (東個協・板橋第二)
坪田 茂 (東個協・北)
森口 靖博 (東個協・品川第二)
森田 幸康 (東個協・練馬)
宮崎 忠治 (東個協・目黒第二)
松本 敏男 (都営協・東)
仲田 努 (都営協・板橋)
幸福 壽夫 (都営協・城北)
栗塚 正且 (都営協・第一事業団)
小久保 和男 (都営協・東陽)

享年 病名
68 結腸癌
64 肝臓障害
72 脳梗塞
62 肝細胞癌
75 肝臓癌
73 肺炎
60 肺気腫
61 心筋梗塞
68 肺癌
66 肺癌

自動車事故報告

「脳疾患」「心臓疾患」「意識喪失」も速報の対象へ

先般、乗合バスの運転者が運行中に気を失い、異変に気付いた乗客が駐車ブレーキを作動させたことにより、幸い惨事に至らなかった事案が発生しました。国土交通省では、運転者の健康状態に起因する事故にあつては、これまでも自動車事故報告書等により、報告するよう指導しているところですが、今般、より詳細な状況を速やかに把握するため、次のとおり取扱要領の一部改正がございました。

自動車事故報告書等の取扱要領（一部抜粋）

「ただし、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故が発生した場合には、規則第4条第1項の規定に準じ、速報させるよう事業者等を指導すること。」

「脳疾患」「心臓疾患」「意識喪失」この3つに起因すると思われる事故が発生した場合も、自動車事故報告書によるほか、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、二十四時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を東京運輸支局整備部門保安担当に報告が必要です。

事業者の皆様、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故が発生した場合には、速やかに支部の事故担当者、各交通共済協同組合等に報告されますようお願いいたします。

感謝の手紙

東個協・南多摩支部

岡村 隆さんへの感謝の言葉

岡村タクシーさんにはたびたび乗車させていただいております。今日も病院から乗車させていただきましたが、服装・身だしなみもしっかりしていて、乗降時の挨拶、行き先の確認、経路の確認、接客対応も大変素晴らしく、気持ちよく乗ることができました。さらに途中で買い物に寄らせていただいたのですが、その荷物をトランクに入れていただいたり、玄関まで運んだりしていただきました。

本当に感謝しています。ありがとうございます。また利用したいと思います。

一人ひとりの親切な対応が、個人タクシー全体の評価につながります。個人タクシーを利用するお客様をこれからも増やしていきましょう。

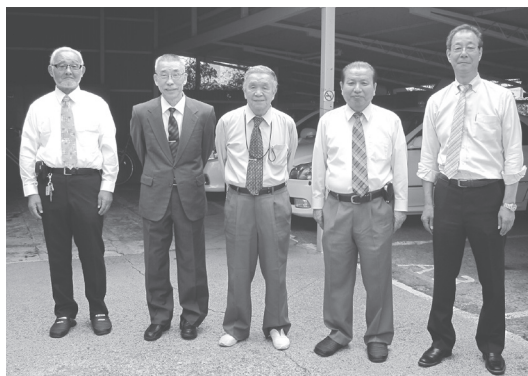


空気清浄器と換気扇を用意。分煙にもしっかり取り組んで

タクシーセンター
優良事業者団体
特別表彰の賞状



明るく元気な事務のみなさん



左より関事務理事、長谷川監事、帆谷監事、荻原支部長、柴田副支部長

東京ぐるり

支部紹介 ● 第65回 ●

日個連東京都営業協同組合 東京相互支部
(所在地：板橋区志村)

時流に合わせ、改革を進める

昭和41年4月、豊島区巢鴨にて8名からスタートした東京相互支部は、現在102名。来年には50周年を迎え、創立以来の支部のモットーを時流に合わせて取り入れつつ、現在支部の改革を進めており、透明性のある運営、組織力を高める規約づくり、次世代の育成等に力を注いでいます。

「組合員さんに伝えているのは、平等（均等）と公平（功績の割合に対する配分）、そして相互扶助（一人で出来ないことを皆で行う）。そのためには各自の『自己管理』の徹底が必要であり、それを手助けするのが私たちの役目だと思っています」と今期3期目を迎えた荻原支部長。

支部内からも「ここ数年で支部が変わってきているのを実感する」との声が聞かれ、先を読み、これからの個人タクシー業界のあり方を模索する気概を強く感じました。

なんでもトピックス

地域のおすすめスポットや
クラブ活動、
名物ドライバーなど
なんでもご紹介

給茶機でお好きな飲み物を

訪れた組合員さんがいつでも飲めるようにと設置された、入口正面の給茶機。そのメニューは緑茶、ほうじ茶、水のそれぞれ温・冷はもちろん、コーヒースタンドとアメリカンがボタン一つで選べちゃう優れもの！組合員の方々にも大人気の給茶機です。

